処 分 基 準

令和2年2月1日作成

法令	名:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根拠条	項:第8条
処分の概	要:風俗営業の許可の取消し
原権者(委任先	E) : 京都府公安委員会
	め:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条(許可)、 の基準)、第7条(承認)、第7条の2(承認)、第7条の3(承認)
き、かつ、現 き、風俗営業 ・ 第4条	準:風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第8条各号に掲げ事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することがでに是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除の許可(承認)を取り消すこととする。 第1項第11号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかに解任手続を進めているようなとき。
問 合 せ	先:生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備	考: